

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成16年6月21日（月）午後2時30分から午後4時50分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

18人中13人の委員が出席

第4 議事

1 委員の解任等報告

2 岡山家庭裁判所長あいさつ

3 委員長の選出等

4 委員会の運営等について

▪ 委員会の開催回数について

8月の1号委員の選任後早い時期に、事務局案を提案させて、それをもとに検討する。

なお、次のような意見が述べられた。

○ 8月の選任の段階ですべての期日を指定して、それには委員ができるだけ都合を合わせるというようにしてもよいのではないか。

○ 8月の改選後、近いところで例えば9月とかに、庁舎建替えのテーマに限って開催し、その後、連続的に開催してよいのではないか。

○ 年2回では1回欠席すると次の委員会は1年後になってしまう。

○ 開催回数は増加していただいてよいが、予め年間の開催予定日を決めていただきたい。

▪ 委員名簿の公開について

8月の1号委員の選任後、新委員に対してアンケート等で意向確認をした上で検討する。

▪ 議事録等について

当面は議事録とホームページ掲載用の議事概要の二本立てで行う。

5 前回の家裁委員会での意見等に対する家裁からの検討結果の説明

調停の利用者に対してアンケートを実施してはどうかという意見に対して、6月1日から8月末までの3箇月を試行期間として、家裁の利用者一般を対象にアンケートを実施している旨が説明された。

6 成年後見制度についての説明

成年後見制度の現状での問題点等について、家事係家庭裁判所調査官、受付担当書記官及び家事係主任書記官から説明が行われた。

7 意見交換

▪ 「成年後見制度の課題について」というテーマで意見交換がされた。

なお、意見交換では、次のような意見が述べられた。

- 痴呆は徐々に進行して、あるところから契約能力がなくなる。そうした場合、どういうタイミングで誰が成年後見制度の申立てをするかがきちんと出来ていない。
- 鑑定費用を安くすることも検討してはどうか。現実には重症のアルツハイマーであれば鑑定は非常に簡単であるのに高額で、むしろ病状の軽い補助の診断書を書く方が難しい。
- 後見人となって第三者が家族の問題に入ることに拒否反応があり、本人との信頼関係以前に家族との信頼関係をどうやって作っていかかが非常に大変なことがある。
- 一時利用、例えば老人ホームとか、特別養護老人ホームに入りたいというときに、その高齢者の方の名義になっている不動産を売却して入所費用に充てたいなどの特定の目的のための成年後見手続については、もう少し簡略化できないのか。
- しっかりした診断書があれば、鑑定不要というのを活用して、少しでも時間を短くすることが必要と感じる。
- 成年後見制度については、新聞でも特集を組んだりしているが、一般の方は理解が少ないと思う。
- 突然の事態にすぐ選任ができないということや、預金を引出そうとしても、それに匹敵する程の費用が要するという、後見人の職務が大変だということで非常に戸惑っている方がいる。
- この成年後見制度の法律には、政府は、その運用状況、高齢者、障害者をめぐる社会の状況等を勘案し、必要に応じて制度の見直しをすることとの衆議院法務委員会の附帯決議がなされている。見直しを行うべきではないか。
- 各家庭裁判所から最高裁判所へ意見を上げて、緊急に対応が必要なケースに対してもっと迅速に軽く動ける制度を創らないと実際には動けないのではないか。
- 緊急の事態に対応するためには、家庭裁判所だけでなく、外の専門家も協力しなければならない。
- 制度の需要があるのに機能していないのではないかとの印象を受けた。
- 当初予定していた意見交換終了後、新庁舎について現在の基本設計に基づいて階層割等の説明が行われた。
その際、次のような意見が述べられた。
- 少年の面接室とか、少年審判廷については、5階ということであれば、窓のガラスの材質について検討し、十分安全を確保していただきたい。
- 相談室は、できるだけ広く利用しやすいようにお願いしたい。まず市民の人は相談に行って、そこで対応が良かったら非常によいイメージを持つので、できるだけ工夫をしていただきたい。
- 総合案内では、そこで総合的な相談というか、そういうものができた方がよい。

8 次回期日等

次回期日及びテーマについては，8月に1号委員選任後に検討する。